

平成十九年
十二月中

秋 田 県 公 報 目 録

第千九百三十四号から
第千九百四十一号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
九四	市町村への権限移譲に関する条例の一部を改正する条例	号外一	二八
九五	秋田県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	〃	〃
九六	秋田県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例	〃	〃
九七	秋田県医学学生修学資金等貸与条例の一部を改正する条例	〃	〃
九八	秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
九九	秋田県営観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例	〃	〃
規 則			
七一	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一九三八	一八
七二	調理師法施行細則の一部を改正する規則	号外一	二五
七三	秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則	〃	〃
七四	秋田県総合生活文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
七五	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
七六	秋田県ゆとり生活創造センター条例施行規則の一部を改正する規則	号外一	二五
七七	秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	〃	〃
七八	秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
七九	市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	号外三	二八
八〇	工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
八一	衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則	〃	〃
八二	秋田県医学学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
八三	秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則	〃	〃
八四	秋田県行政組織規則の一部を改正する規則	号外四	〃
八五	浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	号外五	〃
告 示			
五五九	皆伐面積の限度	号外一	三
五七〇	漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出	一九三四	四
五七一	保安林の指定	〃	〃
五七二	指定施業要件変更予定通知	〃	〃
五七三	都市計画の変更による送付図書の縦覧	〃	〃
五七四	道路区域の変更及び供用開始	一九三四	四
五七五	道路区域の変更	〃	〃
五七六	道路区域の変更	〃	〃
五七七	証紙代金収納計器取扱場所の変更の承認	〃	〃
五七八	平成十九年度砂利採取業務主任者試験合格者	号外一	五
五七九	道路区域の変更	一九三五	七
五八〇	道路の供用開始	〃	〃
五八一	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
五八二	道路区域の変更	〃	〃
五八三	都市計画の決定による送付図書の縦覧	一九三六	一一
五八四	平成十九年二級建築士試験の合格者	一九三七	一四
五八五	大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要	一九三八	一八
五八六	土地収用法による事業の認定	〃	〃
五八七	基本測量実施の通知	〃	〃
五八八	道路区域の変更	〃	〃
五八九	道路の供用開始	〃	〃
五九〇	秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	一九三九	二二
五九一	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
五九二	道路区域の変更	〃	〃
五九三	道路区域の変更	〃	〃
五九四	道路区域の変更	〃	〃
五九五	開発行為に関する工事の完了	〃	〃
五九六	字の区域の変更	一九四〇	二五
五九七	生活保護法による介護機関の指定	〃	〃
五九八	生活保護法による指定介護機関の変更	〃	〃
五九九	生活保護法による指定介護機関の事	〃	〃

<p>業の廃止 六〇〇 平成十九年度クリーニング師試験の実施 一九四〇 二五</p> <p>六〇一 ふ化業者の登録 〃 〃 〃</p> <p>六〇二 道路の供用開始 〃 〃 〃</p> <p>六〇三 道路区域の変更及び供用開始 〃 〃 〃</p> <p>六〇四 公の施設における指定管理者の指定 一九四一 二八</p> <p>六〇五 平成二十年秋田県歯科技工士試験の実施 〃 〃 〃</p> <p>六〇六 道路区域の変更及び供用開始 〃 〃 〃</p> <p>六〇七 道路の供用開始 〃 〃 〃</p> <p>六〇八 道路区域の変更及び供用開始 〃 〃 〃</p> <p>六〇九 都市計画事業の事業計画の変更の認可 〃 〃 〃</p> <p>六一〇 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正 号外二 〃</p>	<p>公 告</p>	<p>〇特定調達契約に係る落札者の決定 一九四〇 二五</p> <p>〇土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可 一九四一 二八</p> <p>〇土地改良区の役員の退任の届出 二 〃 〃</p> <p>〇財政状況の公表 号外六 〃</p>	<p>教育委員会規則</p>	<p>一七 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 一九三七 一四</p> <p>一八 市町村学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 号外五 二八</p> <p>教育委員会訓令</p> <p>四 秋田県教育庁等許可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令 号外二 二五</p> <p>教育委員会告示</p> <p>一八 教育委員会会議の開催 一九三四 四</p> <p>一九 〃 一九四〇 二五</p> <p>教育委員会公告</p> <p>〇社会教育主事の認定 一九三九 二二</p> <p>選挙管理委員会告示</p> <p>二二五 政治団体の設立の届出 一九三七 一四</p> <p>二二六 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 〃 〃</p> <p>二二七 政治団体の解散の届出 〃 〃</p> <p>二二八 政治団体の収支に関する報告書 〃 〃</p> <p>二二九 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出 〃 〃</p> <p>二三〇 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 〃 〃</p>	<p>一三一 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一九三七 一四</p> <p>一三二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数 〃 〃</p> <p>一三三 個人演説会を開催することができる施設の名称等の変更 一九四一 二八</p> <p>人事委員会規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則 号外一 二二</p> <p>〇人事委員会規則七一四五(初任給調整手当)及び人事委員会規則八一七(職員の大学院派遣研修費用の償還)の一部を改正する規則 〃 〃</p> <p>〇人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則 〃 〃</p> <p>公営企業管理規程</p> <p>六 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程 号外一 二五</p> <p>その他</p> <p>〇宅地建物取引主任者資格試験の合格者 一九三五 七</p> <p>正 誤</p> <p>〇平成十九年五月二十五日付け秋田県告示第二百九十一号の正誤 一九三四 四</p> <p>〇平成十九年九月二十八日付け秋田県人事委員会規則の正誤 号外一 二二</p>
---	-------------------	---	-----------------------	---	---

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

秋田県 秋田 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄

電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五 E-mail:matsubara@matsubarainst.co.jp